あま市国民健康保険税条例等の一部改正新旧対照表　　（議案第　　号関係）

あま市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表　　（第１条関係）

新	旧
（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の５．３２を乗じて算定する。 ２　略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第４条　第２条第２項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の１３．８を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２万５，７００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第５条の２　第２条第２項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第３条　前条第２項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３１４条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に１００分の４．９８を乗じて算定する。 ２　略 （国民健康保険の被保険者に係る資産割額） 第４条　第２条第２項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の１８．４を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について２万５，６００円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第５条の２　同左 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同

じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の３及び第２３条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の３及び第２３条において同じ。）以外の世帯　１万９，２００円

(2) 特定世帯　９，６００円

(3) 特定継続世帯　１万４，４００円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第６条　第２条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．９６を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第７条　第２条第３項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の３を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第７条の２　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について８，１００円とする。

じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後５年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第７条の３及び第２３条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後５年を経過する月の翌月から特定月以後８年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第３号、第７条の３及び第２３条において同じ。）以外の世帯　１万９，６００円

(2) 特定世帯　９，８００円

(3) 特定継続世帯　１万４，７００円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第６条　第２条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．８２を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第７条　第２条第３項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の４を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第７条の２　第２条第３項の被保険者均等割額は、被保険者１人について７，６００円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）
第７条の３　第２条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第７条の３　第２条第３項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６，１００円	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　６，０００円
(2) 特定世帯　３，０５０円	(2) 特定世帯　３，０００円
(3) 特定継続世帯　４，５７５円	(3) 特定継続世帯　４，５００円
（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）	（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）
第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．５８を乗じて算定する。	第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の１．４１を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る資産割額）	（介護納付金課税被保険者に係る資産割額）
第９条　第２条第４項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の４．２を乗じて算定する。	第９条　第２条第４項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に１００分の５．６を乗じて算定する。
（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）	（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）
第９条の２　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について９，７００円とする。	第９条の２　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について９，４００円とする。
（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）	（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）
第９条の３　第２条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について５，４００円とする。	第９条の３　第２条第４項の世帯別平等割額は、１世帯について５，５００円とする。
（国民健康保険税の減額）	（国民健康保険税の減額）
第２３条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６	第２３条　同左

１万円を超える場合には、６１万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には、１９万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１６万円を超える場合には、１６万円）の合算額とする。	
(1) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円を超えない世帯に係る納税義務者	(1) 同左
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万７，９９０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万７，９２０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　同左
(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１万３，４４０円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１万３，７２０円
(ｲ) 特定世帯　６，７２０円	(ｲ) 特定世帯　６，８６０円
(ｳ) 特定継続世帯　１万８０円	(ｳ) 特定継続世帯　１万２９０円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，６７０円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，３２０円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　同左
(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　４，２７０円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　４，２００円
(ｲ) 特定世帯　２，１３５円	(ｲ) 特定世帯　２，１００円

(ｳ) 特定継続世帯　３，２０３円	(ｳ) 特定継続世帯　３，１５０円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，７９０円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，５８０円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　３，７８０円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　３，８５０円
(2) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	(2) 同左
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万２，８５０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万２，８００円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　同左
(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　９，６００円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　９，８００円
(ｲ) 特定世帯　４，８００円	(ｲ) 特定世帯　４，９００円
(ｳ) 特定継続世帯　７，２００円	(ｳ) 特定継続世帯　７，３５０円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，０５０円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　３，８００円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　同左

(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　３，０５０円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　３，０００円
(ｲ) 特定世帯　１，５２５円	(ｲ) 特定世帯　１，５００円
(ｳ) 特定継続世帯　２，２８８円	(ｳ) 特定継続世帯　２，２５０円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，８５０円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　４，７００円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　２，７００円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　２，７５０円
(3) 法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、３３万円に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５１万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）	(3) 同左
ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，１４０円	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，１２０円
イ　国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　同左
(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　３，８４０円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　３，９２０円
(ｲ) 特定世帯　１，９２０円	(ｲ) 特定世帯　１，９６０円
(ｳ) 特定継続世帯　２，８８０円	(ｳ) 特定継続世帯　２，９４０円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，６２０円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，５２０円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世	エ　同左

帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１，２２０円 (ｲ) 特定世帯　６１０円 (ｳ) 特定継続世帯　９１５円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，９４０円 カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　１，０８０円	(ｱ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１，２００円 (ｲ) 特定世帯　６００円 (ｳ) 特定継続世帯　９００円 オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１，８８０円 カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　１，１００円